

第3章 都道府県公害審査会等における公害紛争の処理

公害紛争処理法が昭和45年11月1日に施行されて以来、平成21年度末までに都道府県公害審査会（審査会を置かない都道府県にあつては都道府県知事。以下、本章において「審査会等」という。）に係属した公害紛争事件は、1,247件である。これらのうち、終結しているのは、1,209件である（表1-3-1）。

平成21年度に審査会等が受け付けた事件は41件であり、これらに前年度から繰り越された45件を加えた計86件が21年度に係属した。このうち、48件が21年度中に終結し、残り38件は22年度に繰り越された（21年度に係属した86件の概要については付録2（110ページ）参照）。

第1節 公害紛争の申請状況

1 申請の件数

(1) 手続別件数

公害に係る紛争を解決するため、審査会等が行う手続には、あっせん、調停及び仲裁（審査会等においては、裁定は行えない。）並びに調停等で定められた義務の履行に関する勧告を行う義務履行勧告があるが、これまで審査会等が受け付けた事件の9割以上が調停事件となっている。また、平成21年度に受け付けた41件は、すべて調停事件である（表1-3-1）。

(2) 都道府県別受付件数

平成21年度に受け付けた41件について都道府県別に見ると、愛知県が6件、神奈川県が5件、千葉県及び京都府が各4件、埼玉県及び三重県が各3件、山形県、東京都及び富山県が各2件、北海道、栃木県、群馬県、長野県、岐阜県、静岡県、大阪府、兵庫県、島根県及び福岡県が各1件であり、19都道府県において事件を受け付けている。

なお、平成21年度末までに審査会等に係属した事件について都道府県別に見ると、東京都の193件が最も多く、次いで大阪府が186件、愛知県が79件、千葉県が67件などになっており、一般に大都市地域において多くなっている（表1-3-2）。

2 申請の内容

(1) 公害の種類

平成21年度に受け付けた調停事件41件について、環境基本法第2条第3項に定める公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の7種類の公害。以下、「典型7公害」という。）の種類別に見ると、騒音に関するものが34件、振動に関するものが16件、大気汚染に関するものが10件、悪臭に関するものが7件、土壌汚染に関するものが6件、水質汚濁に関するものが5件、地盤沈下に関するものが4件となっている（重複集計）。

平成21年度末までに審査会等に係属した事件について、申請人から主張されている典型7公害の種類の数を見ると、この10年間は、1件当たり1.5から2.2種類で推移して

いる（表1-3-3）。

また、近年、日照阻害、眺望阻害、土砂崩壊、交通環境悪化等典型7公害以外の生活環境を悪化させる要因を含めた紛争の一体的、総合的な解決を求める事件もみられる。

(2) 被害の態様

平成21年度に受け付けた調停事件41件について、申請人が個人であるか法人であるかを見ると、個人が37件、法人が4件となっている。また、個人が申請人となっているものについて、その人数別に見ると、10人未満のものが30件、10人以上100人未満のものが7件となっている（表1-3-4）。

次に、申請の内容を被害の種類別に見ると、感覚的・心理的被害を訴えるものが36件、健康被害を訴えるものが13件、財産被害を訴えるものが10件、動物被害及び植物被害を訴えるものが各1件となっている（重複集計）（表1-3-5）。

なお、審査会等に係属した事件は、既に発生した被害に対する措置・救済等を求めるものと、将来発生するおそれのある被害の未然防止を求めるもの（おそれ公害事件）とに分けられるが、平成21年度に受け付けた調停事件41件のうち、13件がおそれ公害事件となっている（表1-3-6）。

(3) 発生源の態様

平成21年度に受け付けた調停事件41件について、発生源側の当事者を見ると、民間企業のみが当事者となっているものが24件、国、地方公共団体、公団等のみが当事者となっているものが5件、両者が当事者となっているものが2件、その他が10件となっている（表1-3-7）。

次に、平成21年度に受け付けた調停事件41件について、加害行為とされる主な事業活動の種類を見ると、製造・加工関係が8件、建築・土木関係が7件、交通・運輸関係（道路建設に係るものを含む。）が6件、廃棄物・下水等処理関係が4件、畜産関係が2件、その他が14件となっている。

こうした現状を、制度発足当時の製造・加工関係が全体の約半数を占めていた状況と比較すると、近年では被害の発生源の変化・多様化の傾向が見られる（表1-3-8）。

(4) 請求事項

平成21年度に受け付けた調停事件41件について、申請人の請求事項を見ると、発生源対策を求めるものが30件、金銭支払及び発生源対策を求めるものが9件、金銭支払を求めるもの及びその他が各1件となっている。

このうち、発生源対策を求めるものについて、その内容を見ると、施設・作業方法の改善を求めるものが21件、操業停止・移転及び施設・作業方法の改善を求めるものが7件、道路等の建設（計画）の差止めを求めるものが5件、操業停止・移転を求めるもの及びその他が各3件となっている。

従前から、申請人が発生源対策を求める事件の割合は高く、平成21年度末までに審査会等に係属した事件全体の8割以上を占めている（表1-3-9）。

表 1-3-1 都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	受付件数					終結件数					年度末 係属件数
	合計	あっ せん	調停	仲裁	義務履 行勧告	合計	成立	打切り	取下げ	その他	
昭和											
45・46	25	8	17	0	0	15	10	2	2	1	10
47	25	3	20	2	0	14	8	4	1	1	21
48	30	6	23	1	0	28	19	6	3	0	23
49	24	4	19	1	0	27	22	5	0	0	20
50	21	3	18	0	0	22	9	9	4	0	19
51	22	3	19	0	0	21	12	5	4	0	20
52	25	1	24	0	0	15	12	1	2	0	30
53	22	2	20	0	0	21	11	6	4	0	31
54	22	1	21	0	0	24	12	7	5	0	29
55	27	0	27	0	0	22	13	8	1	0	34
56	19	1	18	0	0	21	4	13	4	0	32
57	15	0	15	0	0	23	13	8	2	0	24
58	26	0	26	0	0	19	12	5	0	2	31
59	20	1	19	0	0	24	14	5	5	0	27
60	29	0	29	0	0	21	11	9	1	0	35
61	23	0	23	0	0	26	18	6	2	0	32
62	29	0	28	0	1	28	15	10	1	2	33
63	28	1	25	0	2	22	11	7	4	0	39
平成 元	36	0	36	0	0	25	13	6	4	2	50
2	57	0	57	0	0	40	9	23	5	3	67
3	43	0	43	0	0	43	15	20	8	0	67
4	51	0	51	0	0	36	7	22	6	1	82
5	44	0	44	0	0	53	24	22	5	2	73
6	32	0	30	0	2	52	16	28	4	4	53
7	39	0	39	0	0	41	16	19	6	0	51
8	43	0	42	0	1	36	9	24	1	2	58
9	51	1	49	0	1	40	14	18	6	2	69
10	39	1	38	0	0	45	22	17	5	1	63
11	26	0	25	0	1	36	10	24	2	0	53
12	31	0	30	0	1	35	13	16	5	1	49
13	31	0	30	0	1	28	9	18	0	1	52
14	30	0	30	0	0	35	15	15	4	1	47
15	33	0	33	0	0	34	15	18	0	1	46
16	41	0	40	0	1	45	18	22	5	0	42
17	36	0	36	0	0	31	11	17	3	0	47
18	32	0	30	0	2	35	13	19	2	1	44
19	42	0	42	0	0	39	11	19	9	0	47
20	37	0	36	0	1	39	15	17	7	0	45
21	41	0	41	0	0	48	23	16	9	0	38
計	1,247	36	1,193	4	14	1,209	524	516	141	28	

- (注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。
 2 昭和45年11月1日～49年10月31日の間の「和解の仲介」は、「あっせん」に含めた。
 3 昭和56年度受付件数欄のあっせん1件は、職権によるあっせんである。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 1-3-2 都道府県公害審査会等に係属した事件の都道府県別件数

(単位：件)

都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数
北海道	14	東京都	193	滋賀県	30	香川県	10
青森県	6	神奈川県	60	京都府	41	愛媛県	5
岩手県	4	新潟県	9	大阪府	186	高知県	14
宮城県	17	富山県	8	兵庫県	41	福岡県	17
秋田県	9	石川県	11	奈良県	22	佐賀県	4
山形県	6	福井県	7	和歌山県	18	長崎県	10
福島県	6	山梨県	1	鳥取県	7	熊本県	29
茨城県	8	長野県	33	島根県	10	大分県	5
栃木県	11	岐阜県	13	岡山県	12	宮崎県	5
群馬県	28	静岡県	19	広島県	35	鹿児島県	7
埼玉県	59	愛知県	79	山口県	4	沖縄県	9
千葉県	67	三重県	55	徳島県	3	計	1,247

(注) 集計対象期間は、昭和45年11月1日～平成22年3月31日である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 1-3-3 都道府県公害審査会等に係属した事件の公害の種類別受付件数
(あっせん、調停、仲裁)

(重複集計) (単位：件)

公害の種類 年度	合計	公 害 の 種 類								1 件当 たりの 公害の 種類
		重複 集計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	
昭和										
45～47	50	81	18	15	3	20	17	1	7	1.6
48	30	49	6	5	1	18	15	2	2	1.6
49	24	52	13	2	0	18	14	2	3	2.2
50	21	32	5	3	2	12	7	2	1	1.5
51	22	35	3	4	0	16	10	0	2	1.6
52	25	48	8	2	2	17	14	1	4	1.9
53	22	48	12	2	1	18	9	1	5	2.2
54	22	50	13	0	0	18	18	0	1	2.3
55	27	43	9	3	0	19	9	1	2	1.6
56	19	27	4	2	0	10	4	3	4	1.4
57	15	24	6	0	0	13	1	0	4	1.6
58	26	48	7	4	3	16	8	0	10	1.8
59	20	31	6	2	0	15	6	1	1	1.6
60	29	60	12	2	0	25	14	1	6	2.1
61	23	46	5	2	0	20	7	0	12	2.0
62	28	53	12	1	1	22	11	3	3	1.9
63	26	43	8	2	0	19	10	2	2	1.7
平成元	36	65	16	12	0	19	11	3	4	1.8
2	57	118	30	25	5	27	18	8	5	2.1
3	43	90	23	18	0	24	11	4	10	2.1
4	51	117	29	21	13	24	19	3	8	2.3
5	44	86	19	13	6	29	8	2	9	2.0
6	30	59	11	5	3	20	14	1	5	2.0
7	39	79	12	13	5	23	16	3	7	2.0
8	42	107	22	14	8	28	17	2	16	2.5
9	50	124	29	14	9	34	25	3	10	2.5
10	39	95	23	17	9	18	13	0	15	2.4
11	25	58	13	10	5	15	6	0	9	2.3
12	30	58	12	3	3	20	8	1	11	1.9
13	30	52	8	2	0	23	10	1	8	1.7
14	30	67	18	3	2	19	15	1	9	2.2
15	33	61	10	6	4	24	9	2	6	1.8
16	40	73	8	5	8	28	15	0	9	1.8
17	36	71	12	8	7	25	12	3	4	2.0
18	30	62	9	6	5	20	15	1	6	2.1
19	42	62	5	4	7	28	5	3	10	1.5
20	36	70	7	6	10	24	11	2	10	1.9
21	41	82	10	5	6	34	16	4	7	2.0
計	1,233	2,426	473	261	128	802	448	67	247	2.0

(注) 昭和45年度～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 1-3-4 都道府県公害審査会等に係属した事件の申請人数別受付件数
(あっせん、調停、仲裁)

(単位：件)

申請人 年度	合計	個 人							法人
		小 計 (注)	1 人	2 ～ 9 人	10 ～ 49 人	50 ～ 99 人	100 ～ 999 人	1,000 人以上	
昭和									
45～47	50	44 (16)	9	15	9	0	9	2	6
48	30	28 (12)	13	10	1	2	2	0	2
49	24	24 (1)	4	10	7	1	1	1	0
50	21	21 (5)	4	11	2	1	3	0	0
51	22	20 (2)	5	9	4	2	0	0	2
52	25	24 (5)	8	11	2	0	3	0	1
53	22	20 (0)	6	5	5	1	3	0	2
54	22	22 (1)	9	5	1	0	4	3	0
55	27	24 (1)	8	6	4	0	4	2	3
56	19	19 (3)	5	10	3	0	1	0	0
57	15	15 (2)	4	7	2	1	1	0	0
58	26	26 (0)	6	6	8	2	4	0	0
59	20	19 (2)	4	8	4	2	1	0	1
60	29	28 (2)	9	7	7	1	2	2	1
61	23	20 (1)	1	15	3	1	0	0	3
62	28	28 (1)	8	9	5	3	3	0	0
63	26	25 (0)	6	11	4	0	3	1	1
平成元	36	35 (0)	5	9	9	3	8	1	1
2	57	57 (0)	9	14	15	7	11	1	0
3	43	42 (0)	6	19	5	2	8	2	1
4	51	50 (0)	11	20	6	3	7	3	1
5	44	43 (1)	10	17	9	1	5	1	1
6	30	30 (0)	7	10	6	1	5	1	0
7	39	36 (2)	11	16	4	1	4	0	3
8	42	41 (0)	10	16	9	3	3	0	1
9	50	46 (3)	9	16	15	2	3	1	4
10	39	38 (1)	9	9	5	1	11	3	1
11	25	22 (2)	5	9	3	1	3	1	3
12	30	25 (3)	11	9	3	1	1	0	5
13	30	28 (2)	10	11	4	0	2	1	2
14	30	27 (2)	6	8	2	4	3	4	3
15	33	31 (2)	12	11	3	1	2	2	2
16	40	36 (2)	18	11	5	0	1	1	4
17	36	31 (2)	12	9	3	2	5	0	5
18	30	27 (0)	14	6	3	1	3	0	3
19	42	33 (1)	15	11	5	0	2	0	9
20	36	33 (2)	12	11	7	1	2	0	3
21	41	37 (2)	20	10	5	2	0	0	4
計	1,233	1,155 (81)	331	407	197	54	133	33	78

(注) 1 昭和45年度～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

2 ()内の数字は、農民、漁民、商店主等の事業者が、その事業活動について受けたとする被害に関する件数で、内数である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表1-3-5 都道府県公害審査会等に係属した事件の被害の種類別受付件数
 (あっせん、調停、仲裁)
 (重複集計) (単位: 件)

被害の種類 年度	件数	被害の種類						
		計 〔重複 集計〕	健康	財産	動物	植物	感覚的・ 心理的	不明
昭和								
45～47	50	79	14	28	12	9	15	1
48	30	39	3	14	4	2	16	0
49	24	29	19	4	0	3	3	0
50	21	24	11	4	1	5	3	0
51	22	27	3	8	0	2	14	0
52	25	34	12	7	1	3	11	0
53	22	28	9	6	1	0	12	0
54	22	28	9	8	0	0	11	0
55	27	37	9	10	0	0	18	0
56	19	23	4	9	0	0	10	0
57	15	18	1	5	0	1	11	0
58	26	33	1	7	0	0	25	0
59	20	26	2	8	0	0	16	0
60	29	40	8	14	0	0	18	0
61	23	30	3	8	0	0	19	0
62	28	33	1	5	0	0	27	0
63	26	35	4	10	0	0	21	0
平成元	36	40	0	5	0	0	35	0
2	57	65	2	8	0	0	55	0
3	43	47	7	9	0	1	30	0
4	51	64	7	11	0	0	46	0
5	44	47	5	7	0	0	35	0
6	30	37	14	3	0	0	20	0
7	39	55	19	11	1	1	23	0
8	42	60	18	7	2	0	31	2
9	50	74	27	14	0	0	33	0
10	39	71	27	11	4	5	24	0
11	25	40	15	6	1	2	16	0
12	30	47	19	12	0	2	14	0
13	30	56	20	8	0	0	26	2
14	30	67	25	12	1	1	28	0
15	33	61	17	12	1	0	31	0
16	40	68	21	11	1	3	32	0
17	36	61	21	8	3	1	28	0
18	30	48	15	10	0	0	23	0
19	42	66	24	11	0	2	29	0
20	36	50	19	8	0	0	23	0
21	41	61	13	10	1	1	36	0
計	1,233	1,748	448	349	34	44	868	5

(注) 昭和45年度～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 1-3-6 都道府県公害審査会等に係属したおそれ公害事件の受付件数

(調停)

(単位：件)

種別 年度	合 計	おそれ事件	おそれ事件 以外の事件	おそれ事件 の割合 (%)
昭和				
45・46	17	1	16	5.9
47	20	2	18	10.0
48	23	0	23	0.0
49	19	1	18	5.3
50	18	5	13	27.8
51	19	4	15	21.1
52	24	4	20	16.7
53	20	7	13	35.0
54	21	11	10	52.4
55	27	5	22	18.5
56	18	2	16	11.1
57	15	3	12	20.0
58	26	10	16	38.5
59	19	7	12	36.8
60	29	8	21	27.6
61	23	10	13	43.5
62	28	7	21	25.0
63	25	10	15	40.0
平成元	36	7	29	19.4
2	57	36	21	63.2
3	43	28	15	65.1
4	51	20	31	39.2
5	44	14	30	31.8
6	30	12	18	40.0
7	39	18	21	46.2
8	42	15	27	35.7
9	49	12	37	24.5
10	38	14	24	36.8
11	25	5	20	20.0
12	30	6	24	20.0
13	30	5	25	16.7
14	30	10	20	33.3
15	33	8	25	24.2
16	40	13	27	32.5
17	36	14	22	38.9
18	30	5	25	16.7
19	42	8	34	19.0
20	36	13	23	36.1
21	41	13	28	31.7
計	1,193	373	820	31.3

(注) 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 1-3-7 都道府県公害審査会等に係属した事件の発生源側の当事者別受付件数
(あっせん、調停、仲裁)

(単位：件)

発生源 年度	合 計	民 間 企 業	国、地方公共 体、公 団 等	民間企業と国、 地方公共団体、 公団等	そ の 他
昭和					
45～47	50	36	13	1	0
48	30	27	2	0	1
49	24	19	5	0	0
50	21	16	5	0	0
51	22	15	4	2	1
52	25	18	6	1	0
53	22	14	7	0	1
54	22	14	8	0	0
55	27	16	10	0	1
56	19	12	6	0	1
57	15	11	1	0	3
58	26	12	10	1	3
59	20	12	5	2	1
60	29	20	6	1	2
61	23	17	1	4	1
62	28	17	4	3	4
63	26	13	9	1	3
平成元	36	21	9	5	1
2	57	24	16	14	3
3	43	27	7	5	4
4	51	35	5	9	2
5	44	29	8	3	4
6	30	15	9	0	6
7	39	18	9	5	7
8	42	17	17	4	4
9	50	17	23	4	6
10	39	15	13	8	3
11	25	15	3	3	4
12	30	19	6	2	3
13	30	18	5	2	5
14	30	18	7	3	2
15	33	15	9	5	4
16	40	21	8	5	6
17	36	18	11	3	4
18	30	23	1	4	2
19	42	28	4	6	4
20	36	24	2	2	8
21	41	24	5	2	10
計	1,233	730	279	110	114

(注) 昭和45年度～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 1-3-8 都道府県公害審査会等に係属した事件の加害行為とされる主な事業活動の種類別受付件数 (あっせん、調停、仲裁)

(単位：件)

事業活動の種類 年度	合計	製造・加工	建築・土木	廃棄物・下水等処理	交通・運輸	畜産	製錬・採石	その他
昭和								
45～47	50	25	11	0	6	2	2	4
48	30	18	5	0	1	1	1	4
49	24	15	5	0	2	0	1	1
50	21	5	9	0	2	1	2	2
51	22	9	7	1	3	0	0	2
52	25	10	9	0	1	0	2	3
53	22	5	8	2	1	0	1	5
54	22	8	4	1	8	0	0	1
55	27	9	5	3	5	0	0	5
56	19	5	8	0	0	1	0	5
57	15	7	3	0	0	0	1	4
58	26	7	6	4	0	4	0	5
59	20	7	3	2	5	0	0	3
60	29	9	7	1	1	1	0	10
61	23	8	1	0	3	0	0	11
62	28	6	2	2	8	1	0	9
63	26	2	5	4	5	0	0	10
平成元	36	7	4	5	5	1	1	13
2	57	5	7	0	13	1	1	30
3	43	6	2	4	7	0	1	23
4	51	10	1	7	7	1	2	23
5	44	10	1	9	2	1	0	21
6	30	7	4	7	2	1	0	9
7	39	6	5	10	2	0	0	16
8	42	7	4	13	5	0	1	12
9	50	6	4	11	12	2	2	13
10	39	4	3	22	5	0	2	3
11	25	5	0	7	4	1	0	8
12	30	11	1	7	4	0	0	7
13	30	12	0	0	7	1	0	10
14	30	12	1	4	6	1	1	5
15	33	9	3	4	7	3	0	7
16	40	14	8	1	6	0	0	11
17	36	6	3	9	7	1	1	9
18	30	14	0	3	9	0	0	4
19	42	16	4	4	6	1	1	10
20	36	7	7	1	2	2	1	16
21	41	8	7	4	6	2	0	14
計	1,233	337	167	152	175	30	24	348

(注) 昭和45年度～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 1-3-9 都道府県公害審査会等に係属した事件の請求事項別受付件数
(あっせん、調停)

(単位：件)

請求事項 年度	合計	金銭 支払	金銭支 払及び 発生源 対 策 ①	発生源 対 策 ②	その他 (注)	発生源対策の主な請求内容別件数						
						合 計 ①+②	操業停 止・移 転	操業停 止・移 転及び 施設・ 作業方 法の改 善	施設・ 作業方 法の改 善	道路等 の建設 (計画) の差止 め	その他	
昭和												
45～47	48	27	12	9	0	21	7	5	7	2	0	
48	29	12	6	10	1	16	6	2	8	0	0	
49	23	6	7	9	1	16	7	2	6	1	0	
50	21	8	4	8	1	12	2	1	7	2	0	
51	22	5	6	11	0	17	5	3	6	3	0	
52	25	5	7	13	0	20	5	1	11	3	0	
53	22	0	9	13	0	22	2	1	12	7	0	
54	22	2	4	15	1	19	0	2	8	9	0	
55	27	4	6	15	2	21	4	5	7	5	0	
56	19	6	2	8	3	10	3	1	4	1	1	
57	15	1	4	10	0	14	3	3	7	1	0	
58	26	1	4	20	1	24	4	1	10	9	0	
59	20	3	5	11	1	16	1	2	8	0	5	
60	29	2	6	21	0	27	2	3	14	1	7	
61	23	0	6	16	1	22	4	3	5	3	7	
62	28	0	7	21	0	28	0	5	6	3	14	
63	26	4	7	15	0	22	1	1	4	6	10	
平成元	36	0	6	29	1	35	2	0	9	13	11	
2	57	1	8	47	1	55	3	2	7	28	15	
3	43	2	7	33	1	40	1	5	14	12	8	
4	51	4	8	37	2	45	3	4	19	13	6	
5	44	2	11	30	1	41	0	10	28	2	1	
6	30	1	6	23	0	29	1	7	15	4	2	
7	39	1	7	30	1	37	5	4	17	7	4	
8	42	1	6	31	4	37	3	7	14	12	1	
9	50	3	10	34	3	44	1	9	17	15	2	
10	39	4	9	26	0	35	4	1	15	14	1	
11	25	0	7	14	4	21	2	1	15	3	0	
12	30	1	6	17	6	23	1	2	13	4	3	
13	30	0	11	18	1	29	3	3	18	4	1	
14	30	0	5	25	0	30	1	2	15	9	3	
15	33	2	8	22	1	30	3	1	22	3	1	
16	40	0	11	27	2	38	2	3	22	9	2	
17	36	3	7	25	1	32	3	2	20	5	2	
18	30	2	6	21	1	27	3	0	20	2	2	
19	42	5	11	26	0	37	5	3	23	1	5	
20	36	5	6	19	6	25	2	8	9	4	2	
21	41	1	9	30	1	39	3	7	21	5	3	
計	1,229	124	267	789	49	1,056	107	122	483	225	119	

(注) 1 昭和45年度～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

2 「その他」は、「家屋の買取り」、「原状回復」等である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

第2節 公害紛争の処理状況

1 処理状況

(1) 終結区分別件数

平成21年度中に審査会等において終結した48件（調停事件47件、義務履行勧告申出事件1件）について、その終結区分を見ると、調停が成立したものが23件、調停を打ち切ったものが16件、申請を取り下げたものが9件（義務履行勧告申出事件1件を含む）となっている（表1-3-1）。

(2) 合意の内容

平成21年度中に成立した調停事件23件について、どのような内容で合意したかを見ると、発生源対策を行うことで合意したものが10件、金銭を支払うことで合意したものが4件、金銭支払及び発生源対策を行うことで合意したものが1件、その他が8件である。

また、発生源対策を行うことで合意したものの内訳を見ると、施設・作業方法の改善及び計画の変更が8件、操業停止・移転が2件、操業停止・移転及び施設・作業方法の改善が1件となっている（表1-3-10）。

(3) 処理に要した期間

平成21年度中に終結した48件について、申請受付から終結までの期間を見ると、3か月以内に終結したものが7件、3か月を超え6か月以内に終結したものが8件、6か月を超え1年以内に終結したものが23件、1年を超え1年6か月以内に終結したものが4件、1年6か月を超え2年以内に終結したものが2件、2年を超えているものが4件となっており、9割以上が2年以内に終結している。

なお、制度発足以来の全事件の平均処理期間は、15.6か月となっている（表1-3-11）。

(4) 期日の開催回数

平成21年度中に終結した調停事件47件について、申請受付から終結までの間に開催された期日の回数を見ると、4回以下のものが27件、5回から10回のが19件、11回以上のものが1件となっており、1事件当たり平均4.4回となっている。

平成21年度中に成立した調停事件23件について、期日の開催回数を見ると、4回以下のものが8件、5回から10回のが15件となっており、1事件当たり平均5.6回となっている。

平成21年度中に打ち切りとなった調停事件16件について、期日の開催回数を見ると、4回以下のものが12件、5回から10回のが3件、11回以上のものが1件となっており、1事件当たり平均3.9回となっている（表1-3-12）。

2 調停が成立した事件の例

平成21年度中に成立した調停事件23件のうち、発生源側である民間企業に対して、現在の被害及び将来発生するおそれのある被害の未然防止等を求めた事件及び振動・騒音の防止を求めた事件の2件について、一つのモデルケースとして以下に紹介することとする。

(1) 東京都平成19年（調）第4号事件

（申請の概要）

東京都のマンションの住民を構成員とする管理組合から、平成19年11月、東京都公害審査会に対して、印刷業を営む会社を相手方（被申請人）として、以下の内容の調停申請がなされた。

（請求事項）

被申請人は、以下の項目を内容とする文書協定を締結し、その内容を誠実に履行すること。

- ① 被申請人は、遮水壁設置の有効性及び周辺への影響について事前評価を行い公表すること。また、事前評価により、有効性及び周辺への影響が明らかになるまでは、遮水壁の工事に着手しないこと。
- ② 被申請人は、申請人マンションの住民を含む地域住民への説明会を開催し、意見を聞くこと。
- ③ 被申請人は、周辺環境の汚染、周辺住民へ十分な説明なく工事を着手したこと、申請人への資料不提出・虚偽の説明等について、申請人マンションの住民に対して釈明・謝罪すること。
- ④ 周辺環境汚染の原因究明を被申請人の責任において実施するとともに、公的機関が行う原因究明に協力すること。
- ⑤ 被申請人は、土壌の高濃度鉛汚染の原因究明、周辺への影響について、被申請人の責任において調査を行うこと。公的機関が調査を行う場合には協力すること。
- ⑥ 被申請人工場からの騒音、有害化学物質の排出、悪臭などについて対策と情報開示を行うこと。

（申請の理由）

被申請人工場敷地内から環境基準を超える六価クロム及び鉛が、また、工場周辺の公園内及び道路の雨水ます内湧水から六価クロムが検出されたことから、これによる工場周辺の公害を防止し良好な生活環境を保持するため。

（合意の内容）

調停委員会は、申請受付以降、現地調査及び9回の調停期日の手続を進めた結果、平成21年4月、次の内容の合意が成立した。

- ① 被申請人は、申請人が被申請人工場（以下「工場」という。）敷地内に起因する可能性のある六価クロム、鉛等による環境汚染に不安を抱いていることを認識し、今後の不安の発生を防止することに努力する。
- ② 被申請人は、工場における騒音、臭気について法令を遵守し、更にその低減に努める。
- ③ 被申請人は、申請人に対し、年1回、工場における六価クロム・鉛・騒音・臭気若しくは石綿についての説明会を開催する。
- ④ 申請人は、③とは別に、被申請人に対して、説明会の開催を申し入れることができる。この場合申請人は、開催希望日の3週間前までに、議題を記載した書面により申入れを行い、被申請人は、申請人と協議の上、説明会を開催する。

なお、被申請人は、合理的理由なくこれを拒否しない。

- ⑤ 被申請人は、工場や石綿を含有する建築物の解体の場合は、事前に申請人に工事時期・工事方法等を通知する。申請人がこれについて説明会の開催を求めた場合、被申請人は、合理的理由なくこれを拒否しない。
- ⑥ 被申請人は、④及び⑤の説明会における説明は、原則として書面で行う。なお、被申請人が、被申請人の内部文書により説明を行い、特に要請した場合には、申請人はその文書の取扱いを慎重にする。
- ⑦ 被申請人は、東京都・A区等の公的機関が、工場及びその周辺地域に関する環境調査を被申請人の敷地内及びその周辺で行う場合は、これに協力する。
- ⑧ 申請人及び被申請人は、良好な近隣関係を維持するため本調停を成立させることとした。

(2) 愛知県平成20年（調）第4号事件

(申請の概要)

愛知県の住民から、平成20年11月、愛知県公害審査会に対して、金属加工業を営む会社を相手方（被申請人）として、以下の内容の調停申請がなされた。

(請求事項)

- ① 被申請人は、被申請人が営む金属加工工場について、振動及び騒音の防止措置を講じてこれを低減すること。
- ② 被申請人は、工場の操業時間を午前9時から午後5時までとし、夜間及び土日の操業は行わないこと。

(申請の理由)

被申請人工場のプレス操業による振動及び騒音がひどく、申請人は永年にわたり建物の傷み、土間のひび割れ等の被害を受け、日中操業時間帯は、耐えられない健康被害及び精神的被害に悩まされ続けている。

(合意の内容)

調停委員会は、申請受付以降、現地調査及び4回の調停期日の手続を進めた結果、平成21年8月、次の内容の合意が成立した。

- ① 被申請人は、被申請人工場（以下「本件工場」という。）において既に実施した次の公害防止措置について、その適切な維持管理に努めるものとする。
 - (ア) 単発プレス機の防振ウレタン設置
 - (イ) 250トンプレス機の防振マウント交換
 - (ウ) 150トン順送プレス機の防振マウント交換
 - (エ) 工場敷地東側及び北側の防音壁設置
- ② 被申請人は、工場操業に伴う騒音及び振動による近隣への影響を低減するため、次の事項を遵守するものとする。
 - (ア) プレス加工時の騒音及び振動について、「騒音規制法」及び「振動規制法」並びに「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」に定める規制基準値（以下「規制基準値」という。）を遵守し、大きな騒音又は振動の発生を伴う部品の加工は、できる限り外部の業者に発注するなどして、近隣に迷惑をかけないように努めること。

- (イ) 本件工場内での大きな騒音又は振動の発生を伴う作業は、午前8時から午後4時45分までの間に行うこと。
- (ウ) 土曜日、日曜日及び祝日は、原則として工場の操業を行わないものとし、やむを得ない事情により操業する場合は、あらかじめ申請人にその日時を連絡すること。
- ③ 被申請人が、本件工場において新たに騒音・振動の発生を伴う機械を導入しようとする場合は、申請人にその旨連絡するものとする。
- ④ 被申請人は、A市が必要と認めるときに、本件工場の敷地境界における騒音及び振動の測定を行うことを認め、その測定に必要な状況の設定に協力する。
また、当該騒音及び振動の測定結果を記録した書面を申請人に閲覧させることを認めるものとする。
- ⑤ 被申請人は、④の騒音又は振動の測定結果が規制基準値を超えるときは、速やかに必要な改善措置を講ずるものとする。
- ⑥ 被申請人は、申請人から、被申請人が①～⑤に違反する旨の申出があったときは、誠実に対応するものとする。
- ⑦ 申請人と被申請人は、互いに良好な相隣関係の形成に努めるものとする。
- ⑧ 以上により、申請人と被申請人との間の本件紛争は、円満に解決されたものとする。

表1-3-10 都道府県公害審査会等に所属した事件の合意事項別成立件数
(あっせん、調停)
(単位：件)

合意事項 年度	合計	金銭支払	金銭支払及び 発生源対策 ①	発生源 対策 ②	その他 (注)	発生源対策の合意内容別件数			
						合計 ①+②	操業停止・移転	操業停止・移転及び 施設・作業方法の改善	施設・ 作業方法の改善及び 計画の変更
昭和									
45～47	18	7	4	7	0	11	2	2	7
48	19	11	3	5	0	8	1	2	5
49	22	9	1	9	3	10	2	2	6
50	9	5	3	1	0	4	1	0	3
51	12	3	3	6	0	9	1	2	6
52	12	4	2	6	0	8	1	1	6
53	11	1	1	8	1	9	3	0	6
54	12	1	3	8	0	11	1	0	10
55	13	2	2	8	1	10	1	0	9
56	4	1	0	3	0	3	1	0	2
57	13	5	0	8	0	8	2	0	6
58	12	0	0	12	0	12	0	1	11
59	14	2	4	8	0	12	4	0	8
60	11	1	0	10	0	10	0	1	9
61	18	0	4	14	0	18	3	7	8
62	15	0	3	12	0	15	2	0	13
63	11	1	0	10	0	10	0	2	8
平成元	13	3	2	8	0	10	1	1	8
2	9	2	0	7	0	7	0	0	7
3	15	0	1	14	0	15	0	2	13
4	7	0	2	5	0	7	1	1	5
5	24	5	7	12	0	19	1	3	15
6	16	0	1	15	0	16	0	2	14
7	16	0	0	14	2	14	2	0	12
8	9	0	1	6	2	7	0	3	4
9	14	1	1	12	0	13	1	2	10
10	22	4	0	7	11	7	0	0	7
11	10	0	0	10	0	10	2	0	8
12	13	1	2	7	3	9	0	2	7
13	9	0	3	5	1	8	1	0	7
14	15	2	3	10	0	13	4	0	9
15	15	0	2	13	0	15	0	0	15
16	18	0	2	16	0	18	0	0	18
17	11	0	3	8	0	11	4	0	7
18	13	2	0	11	0	11	1	0	10
19	11	0	2	9	0	11	1	0	10
20	15	4	2	9	0	11	0	0	11
21	23	4	1	10	8	11	2	1	8
計	524	81	68	343	32	411	46	37	328

(注) 1 昭和45年度～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

2 「その他」は、「家屋の買取り」、「原状回復」、「公害防止協定締結」等である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 1-3-11 都道府県公害審査会等に係属した事件の処理期間別最終結案件数

(単位：件)

処理期間 年度	合計	3 か月 以 内	3 か月超 6 か月 以 内	6 か月超 1 年 以 内	1 年 超 1 年 6 か 月 以 内	1 年 6 か 月 超 2 年 以 内	2 年 を 超 え る	平均 処理期間 か月
昭和								
45～47	29	10	8	6	4	1	0	6.7
48	28	4	5	14	5	0	0	7.5
49	27	2	3	11	9	2	0	8.4
50	22	6	4	8	3	1	0	8.3
51	21	5	5	8	1	2	0	8.3
52	15	2	4	6	2	1	0	8.2
53	21	3	5	6	6	0	1	10.4
54	24	4	4	3	4	4	5	16.3
55	22	2	2	10	2	1	5	14.8
56	21	2	3	6	4	1	5	14.9
57	23	0	8	6	3	2	4	15.1
58	19	3	4	4	2	1	5	18.7
59	24	2	5	7	4	2	4	15.0
60	21	2	5	5	2	2	5	14.1
61	26	2	4	9	5	1	5	16.4
62	28	2	5	12	4	1	4	12.6
63	22	0	3	11	2	2	4	16.2
平成元	25	0	3	11	7	2	2	13.4
2	40	5	3	10	12	4	6	23.1
3	43	1	7	13	14	6	2	12.2
4	36	3	2	11	6	4	10	20.9
5	53	1	7	15	9	7	14	24.9
6	52	3	8	7	11	6	17	21.3
7	41	4	5	5	13	4	10	20.2
8	36	2	2	18	7	1	6	13.7
9	40	4	5	11	11	3	6	15.8
10	45	2	8	12	5	8	10	21.3
11	36	3	1	10	5	7	10	17.5
12	35	2	3	8	10	6	6	19.7
13	28	2	7	11	5	0	3	11.9
14	35	4	3	5	9	3	11	28.7
15	34	2	8	8	11	2	3	13.5
16	45	9	6	10	7	1	12	22.6
17	31	4	6	11	3	1	6	12.3
18	35	7	5	9	9	2	3	11.5
19	39	2	8	10	10	1	8	14.5
20	39	3	6	14	12	3	1	10.6
21	48	7	8	23	4	2	4	9.7
計	1,209	121	188	364	242	97	197	15.6

(注) 昭和45年度～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 1-3-12 平成21年度に都道府県公害審査会等に係属した事件の期日開催回数別終結件数(調停)

(単位：件)

期日開催回数 区分		0	1～2	3～4	5～6	7～8	9～10	11～	平均 (回)
終 結	47	1	13	13	8	8	3	1	4.4
成 立	23	0	2	6	5	8	2	0	5.6
打切り	16	0	7	5	2	0	1	1	3.9
取下げ	8	1	4	2	1	0	0	0	2.3

(資料) 公害等調整委員会事務局